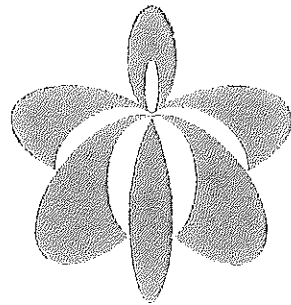


第 3 次

由利本莊市行政改革大綱



平成 27 年 3 月

由利本莊市

目 次

I. 基本的事項

1. これまでの行政改革の取り組み	1
2. 第3次行政改革大綱の基本的な考え方	2
3. 取り組みの重点事項	3
(1) 開かれた市政の推進	3
(2) 行政運営の効率化	3
(3) 健全な財政運営の維持・強化	3
4. 第3次行政改革大綱の実施期間	3

II. 具体的な取り組み方針

1. 開かれた市政の推進	4
(1) 市民参加による市政の推進	4
(2) 情報提供の充実	4
2. 行政運営の効率化	5
(1) 事務事業の見直し	5
(2) 職員の意識改革と能力向上	5
(3) 職員の適正な定員管理と組織体制の整備	6
(4) 公の施設等の適正管理	6
(5) 電子自治体の推進	6
(6) 防災体制の強化	7
(7) 教育環境の適正化	7
3. 健全な財政運営の維持・強化	8
(1) 健全財政の維持	8
(2) 歳入の確保	9
(3) 歳出の抑制	9

I. 基本的事項

1. これまでの行政改革の取り組み

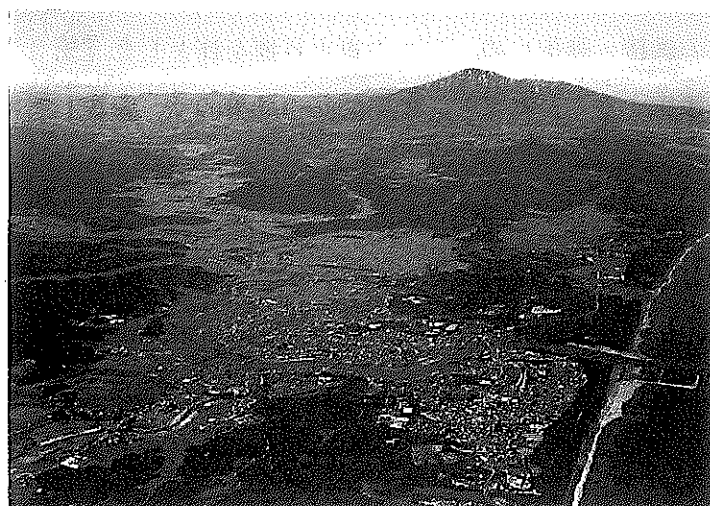
平成17年3月22日に生活圏を同じくする1市7町が合併し、「由利本荘市」として新しい第一歩を踏み出してから10年が経過しました。

本市における行政改革の取り組みでは、平成21年度までを計画期間とした「由利本荘市行政改革大綱」及び「集中改革プラン」により、事務事業や補助金の見直し、指定管理者制度の導入、定員管理の適正化など、新市の行政運営の基盤づくりに努めました。

また、平成22年度から平成26年度までの「第2次由利本荘市行政改革大綱」では、市民と行政による協働のまちづくりを推進するため「まちづくり協議会」を設置したほか、事務事業全般にわたる見直しをはじめ、「公の施設」の適正管理、各種業務への民間委託導入を推進し、職員数の縮減、給与総額の抑制などにより経常的経費の削減を図るとともに、市税等の収納率の向上、施設使用料の抜本的な見直しなど、歳入における自主財源の安定確保に努めてきました。

さらに、市では、多様化する住民ニーズに対応した行政サービスの確立・向上を図るため、職員の意識改革や人材育成、窓口業務の見直しなどにも、全庁一丸となって取り組んできました。

これら行政改革の取り組みの結果、適正な組織体制の整備、各種業務の効率化及び平準化、財政の健全化が図られ、特に実質公債費比率など財政指標の大幅改善による、起債の早期是正措置対象団体から目標より早い脱却を実現するなど、市の行財政運営に一定の成果を収めたところです。



2. 第3次行政改革大綱の基本的な考え方

本市においては、これまでの行政改革の取り組みにより、市の一体性や効率的な行政運営、市民サービスの充実に一定の成果を上げてきたものの、昨今の地方自治体を取り巻く社会環境は、少子化・高齢化・人口減少の進展、地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題、急速な情報通信技術の発達などに伴い、日に日に変化を遂げ、市の行政運営においても時代ニーズに合った変革が必要となっています。

特に、平成27年度から始まる『由利本荘市総合計画（新創造ビジョン）』では、目指すまちの将来像「人と自然が共生する躍動と創造の都市」を実現するための最大のテーマを「人口減少に歯止めをかける」こととしており、そのための施策展開が今後の市政運営における重要な鍵となっています。

また、今後の財政運営では、地方交付税の通減（合併算定替）や市税収入の減少が見込まれる一方、社会保障費関係等の義務的経費、公共施設の老朽化等に伴う資本的経費が増加するなど、財政の硬直化が大きな問題として重くのしかかり、益々厳しさを増してくることが十分に予想されます。

このような状況の中、市民生活の安定と福祉の増進を図りながら、今後の社会経済情勢の変革に、柔軟かつ弾力的に対応できる行財政の基盤づくりを進めるため、事務事業の必要性や効果等を十分に検証し、市が真に担うべき事業の選択や、実施方法の見直し・改善、新たな手法の導入などにより、わかりやすく効率的な行政運営の推進と、限られた財源の有効活用が重要となります。

市の将来を見据え、今後も不断の行政改革を進めるために、事務事業や組織体制の見直し、公の施設の見直しなど、これまでの取り組みを継承・強化するとともに、積極的に改革の実施項目を設定し、「開かれた市政の推進」、「行政運営の効率化」、「健全な財政運営の維持・強化」の、三つの重点目標を柱とした『第3次由利本荘市行政改革大綱』を策定することにより、効率的かつ効果的で、安定した行財政運営の実現を目指します。



3. 取り組みの重点事項

(1) 開かれた市政の推進

昨今の市民生活を取り巻く環境は、少子高齢化・人口減少の進行に加え、生活様式の多様化などにより、予想以上のスピードで変化してきており、また、地域を支えるコミュニティ組織においても、担い手不足などの課題が深刻化してきています。

この状況に対応するためには、市民との情報共有、相互理解に努め、市民の視点に立った施策の展開を図るとともに、市民と行政が共通の認識のもと連携して取り組んでいく必要があります。

「市民と共に歩む市政」を念頭に、あらゆる機会をとらえ、各分野や各世代等、幅広く市民との対話に努め、行政情報の積極的な公開を行うとともに、市政への市民参画を促し、市民と市がパートナーとして連携し、相互に支え合う「協働のまちづくり」を推進します。

(2) 行政運営の効率化

社会情勢の変化とともに市民ニーズは多様化してきており、行政サービスの質的向上や新たな行政課題への対応を図るためには、職員の意識改革を始め、事務事業の検証・見直しを常に行い、整理統合や効率化を更に進める必要があります。

また、公の施設を適正に管理運営するための計画の策定や、多様な災害、少子化による教育環境への影響など行政課題に対応できる取り組みが重要となってきます。

市民の満足度を高めていくため、わかりやすい組織・機構の整備と人員配置を推進し、職員の意識改革と能力向上を図ることにより、効率的で的確な行政サービスの提供を行うとともに、市民の利用形態と利用目的に適応した「公の施設」として利便性と効率性の向上を図るため、総合管理計画の策定と、管理運営方法等の見直しを実施します。

市民の安全・安心の確保のため、市民と行政の協働による地域防災体制の強化を図るとともに、学校統合等による運営の効率化・適正化を図り、子供たちと地域にとって最善な教育環境の整備を推進します。

(3) 健全な財政運営の維持・強化

近年の厳しい経済状況や地方交付税の逡減（合併算定替）などにより、市の財政を取り巻く環境は大変厳しいものとなっています。

これらの状況に柔軟かつ弾力的に対応できる体質強化を図るためにも、財政基盤の確立が必須であり、中長期的な財政計画に沿った事業の展開が不可欠です。

政策の着実な実行を支えていくために、財政需要を的確に把握し、財政規律を保持しながら、一層の歳入の確保と、事務事業の検証と見直し等による歳出の削減・抑制に取り組み、健全な財政運営の維持・強化を図ります。

4. 第3次行政改革大綱の実施期間

実施期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

Ⅱ. 具体的な取り組み方針

1. 開かれた市政の推進

(1) 市民参加による市政の推進

市民と行政が地域課題等の解決や活力あるまちづくりを行うためには、市民がまちづくりに主体的に参画できる機会が確保されていることが重要です。

また、市民の多角的な視点からの幅広い意見を、市政に反映させるための取り組みを維持・強化することが必要です。

そのため、市民との対話を通じ、市民の意見や提言に耳を傾けるための広聴活動の推進・強化に努めるとともに、まちづくり協議会や自治組織と連携し、地域コミュニティ活性化のための推進・サポート体制を強化します。

また、市民参加による行政評価の実施により、政策の公平性・透明性の向上を図り、開かれた市政を積極的に推進します。

【具体的な取組項目】

①市民の声を市政に反映させるための活動推進および体制強化
1) 「市民とのふれあいトーク」、地域座談会等による広聴活動の推進
2) 「市長への手紙」等による広聴活動の推進
②市民との協働・連携の推進
1) 多様な主体との連携強化と活動の推進
2) 地域コミュニティ機能の維持・活性化とサポートの強化
③市民参画による政策評価の推進
1) 行政評価制度の実施

(2) 情報提供の充実

市民生活に密着した行政情報の伝達・公開は、非常に重要であることから、的確な情報提供により市民生活の安定を図るとともに、市民との相互理解を深めるため、提供内容の充実と、効果的な情報発信に努めます。

【具体的な取組項目】

①各メディアを活用した情報提供の推進
1) 行政情報のオープン化の推進
2) 広報資源の集約による効率的な情報発信

2. 行政運営の効率化

(1) 事務事業の見直し

効率的な業務推進体制を確立し、事務の簡素化・迅速化を図るため、事務事業の見直しを継続的に実施します。

また、情報システムの更新時期にあわせ、新機能導入などの機能改善を図ることにより、事務の効率化・迅速化を推進します。

民間等外部事業者が行うことが効果的、かつ効率的な事務事業については、業務委託の検討・実施を推進します。

簡易水道の管理体制と経営基盤強化を図るため、上水道事業への事業統合を目指すほか、下水道事業についても経営基盤強化を図るため、法適公営企業化を推進します。

総合計画の進行管理を強化し、戦略的かつ効果的な計画の実践を目指します。

【具体的な取組項目】

①事務事業の効率化の推進
1)事務事業の整理合理化の推進
2)電子決裁の導入
3)事務事業民間委託の検討・推進
4)下水道事業・集落排水事業の法適化移行
5)簡易水道事業の上水道事業への統合
②市総合計画「新創造ビジョン」の進行管理
1)実践型の計画による進行管理の強化

(2) 職員の意識改革と能力向上

市民ニーズの多様化や国・県からの権限移譲などにより業務が増大する傾向にある中、職員一人ひとりが現状を十分認識し、効率的な行政運営を行う意識をこれまで以上に高めることが求められることから、職員研修の内容充実により能力の向上と士気の高揚を図るとともに、人事評価制度の実施により適正な人事配置、人材育成に努め、効率的な業務執行を推進します。

また、業務における専門技術力の維持・向上や円滑な継承を図るため、技術職員の計画的な採用を行うとともに、外部の技術研修等を活用して職員の育成を行います。職員に「地域へ飛び出す公務員」としての意識を醸成し、地域活動への参加を促進します。

【具体的な取組項目】

①職員研修の充実
1)職員研修の充実と業務への反映
②人事評価制度の推進
1)人材育成・人事管理のための人事評価制度の推進
③専門職員の確保と人材育成の推進
1)専門性を有する職員の確保及び人材育成の推進
④職員の地域貢献促進
1)地域活動への参加促進

(3) 職員の適正な定員管理と組織体制の整備

多様化する政策目的やその時事の課題に迅速、かつ的確に対応するための組織体制の構築と職員配置に努め、市民サービスの維持・向上を図ります。

職員の定員管理については、業務量と職員数のバランスを十分に考慮した見直しを図ります。

また、能力や業績に応じた適正な給与制度の運用に努めます。

【具体的な取組項目】

①組織機構の見直し
1) 組織の合理化・効率化
②定員管理および職員給与等の適正化
1) 適正な定員管理の推進
2) 職員給与の適正化

(4) 公の施設等の適正管理

市の公共施設については、その目的や実情に応じた効果的・効率的な管理運営に努めていますが、今後は、将来に向けた公の施設の在り方を再検討した上で、「公共施設等総合管理計画」を策定することにより、的確な施設配置と健全運営、施設の長寿命化等を推進し、財政負担の軽減・平準化を図ります。

施設使用料については、受益と負担の公平確保の観点から、一部見直しを検討します。

【具体的な取組項目】

①公共施設等総合管理計画の策定
1) 公共施設等総合管理計画の策定
②公の施設の用途および運営主体等の見直し
1) 施設の廃止・転用・統廃合
2) 民間等へ譲渡する施設
3) 該当町内会と協議のうえ譲渡する施設
4) 指定管理者制度を導入する施設
5) 民間等への管理業務委託の促進
6) 開設期間を縮小する施設
7) 方向性を検討する施設
8) 施設使用料の見直し

(5) 電子自治体の推進

情報通信技術（ICT）を活用した行政情報の共有・相互利用による効率化・高度化・迅速化を推進し、市民サービスの向上を図ります。

【具体的な取組項目】

①情報通信技術（ICT）を活用した行政サービスの拡充
1) マイナンバー制度の導入による行政サービスの推進
2) 基幹系業務システムの更新

(6)防災体制の強化

近年多発している、大規模、複雑・多様な災害に対応した地域防災力の強化を図り、災害に強い安全、安心な地域づくりを推進します。

【具体的な取組項目】

①地域防災力の強化
1) 自主防災組織との連携強化
2) 同報系防災行政無線の運用強化
3) 消防団員の入団促進

(7)教育環境の適正化

教育環境については、少子化による学級の少人数化に伴い、子供同士の磨き合いや教員配置にも影響していることから、「由利本荘市学校環境適正化計画」に基づいて、確かな学力の向上と心豊かで創造力を育むための学校規模の適正化、地域に根ざした学校づくり、安全・安心な教育環境の整備を推進します。

【具体的な取組項目】

①学校統廃合による教育環境の適正化
1) 小学校統廃合の検討・推進
2) 学校統廃合に伴うスクールバス等の確保
3) 市立幼稚園の運営の見直し
②学校給食業務の統合等
1) 学校給食業務の統合等見直し検討

3. 健全な財政運営の維持・強化

(1) 健全財政の維持

将来の世代に過大な負担を残さない財政運営を行う観点から、歳入・歳出両面の財政改革の徹底、投資事業の重点化等を図り、プライマリーバランスの黒字確保に努めるとともに、財調基金等の適正管理による起債残高の縮減と、公債費の計画的償還を図り、財政指標の更なる健全化を推進します。

特別会計については、一般会計からの繰入金見直しと、収納率の向上、利用者の増加による財源の確保に努めるなど、適正管理を促進します。

第三セクターについては、経営状況の点検・評価や改善指導に努め、経営の合理化・健全化を推進します。

また、社会資本整備のライフサイクルコスト縮減のため、「長寿命化施策」を推進するとともに、公会計制度の導入により行政経営課題の分析等への活用を図ります。

【具体的な取組項目】

①財政指標の向上・改善
1) 実質公債費比率・将来負担比率の低減
2) 経常収支比率の改善
3) 財政調整基金・減債基金の適正管理
②特別会計の適正管理
1) 一般会計からの繰入金の削減
2) 国民健康保険税に係る収納率の向上
3) ケーブルテレビ使用料の収納率向上と加入促進
4) 下水道接続率の向上
③第三セクター経営健全化
1) 第三セクター見直しに関する指針に基づく評価の実施
2) 経営改善計画の点検・評価
3) 第三セクター間の経営連携強化
④公の施設の長寿命化施策の推進
1) 公共施設等の長寿命化計画の策定
⑤新地方会計制度の導入
1) 公会計制度の導入

(2) 歳入の確保

市財政の重要な自主財源である市税、使用料等の収入を確保するため、迅速で的確な滞納整理を推進するとともに、多様な収納環境の整備を図ります。

また、市が所有する未利用財産等について、利用方針を検討の上、処分や貸付等による財産収入の確保に努めます。

【具体的な取組項目】

① 税収等の確保および収納率の向上
1) 市税に係る収納率の向上
2) 使用料の収納率向上
② 多様な収納方法の導入による収納率の向上
1) 収納代理金融機関の拡大
2) 多様な収納方法の検討及び導入
③ 多様な収入の確保
1) 市有財産（普通財産）の処分・活用の推進

(3) 歳出の抑制

事務事業の見直しを実施し、事務や施設管理・運営等の効率化・簡素化を図ることにより、更なる経常的経費の縮減に取り組むほか、それに伴う職員の的確な定員管理および給与等の適正化により、総人件費の抑制を図ります。

一般財源の確保を図り、持続可能で安定した財政運営を目指すため、市が単独で交付している補助金等を重点的に検証し、効果的な見直しを推進するとともに、特別会計への繰出金の削減等、見直しを図ります。

【具体的な取組項目】

① 経常的経費の縮減
1) 事務事業における経常経費の縮減
2) 適正な人事管理による総人件費の抑制
② 補助金等の見直し
1) 補助金等の検証と見直しの実施
③ 一般会計からの繰出金削減
1) 繰出基準の明確化と繰出金の削減

第 3 次

由利本莊市行政改革大綱

実施計画

【平成 27 年度～平成 31 年度】

平成 27 年 3 月

由利本莊市

目次

I はじめに

項目	ページ
1. 実施計画策定の趣旨	
2. 実施期間	1
3. 推進体制	
4. 進捗状況の公表	

II 実施計画

大項目	中項目	小項目	実施項目	ページ
1 開かれた市政の推進	(1) 市民参加による市政の推進	① 市民の声を市政に反映させたための活動推進および体制強化	1) 「市民とのふれあいトーク」、地域座談会等による広聴活動の推進 2) 「市長への手紙」等による広聴活動の推進	2
		② 市民との協働・連携の推進	1) 多様な主体との連携強化と活動の推進 2) 地域コミュニティ機能の維持・活性化とサポートの強化	
		③ 市民参加による政策評価の推進	1) 行政評価制度の実施	
	(2) 情報提供の充実	① 各メディアを活用した情報提供の推進	1) 行政情報のオープン化の推進 2) 広報資源の集約による効率的な情報発信	3
2 行政運営の効率化	(1) 事務事業の見直し	市総合計画「新創造ビジョン」の進行管理	1) 事務事業の整理合理化の推進	4
			2) 電子決裁の導入	
			3) 事務事業民間委託の検討・推進	
			4) 下水道事業・集落排水事業の法適化移行	
			5) 簡易水道事業の上水道事業への統合	
1) 実践型の計画による進行管理の強化	5			

大項目	中項目	小項目	実施項目	ページ	
2 行政運営の効率化	(2) 職員の意識改革と能力向上	① 職員研修の充実	1) 職員研修の充実と業務への反映	6	
		② 人事評価制度の推進	1) 人材育成・人事管理のための人事評価制度の推進		
		③ 専門職員の確保と人材育成の推進	1) 専門性を有する職員の確保及び人材育成の推進	7	
		④ 職員の地域貢献促進	1) 地域活動への参加促進		
	(3) 職員の適正な定員管理と組織体制の整備	① 組織機構の見直し	1) 組織の合理化・効率化	8	
		② 定員管理および職員給与等の適正化	1) 適正な定員管理の推進 2) 職員給与の適正化		
	(4) 公の施設等の適正管理	① 公共施設等総合管理計画の策定	1) 公共施設等総合管理計画の策定	9	
				1) 施設の廃止・転用・統廃合	9・10
				2) 民間等へ譲渡する施設	
				3) 該当町内会と協議のうえ譲渡する施設	10
				4) 指定管理者制度を導入する施設	
				5) 民間等への管理業務委託の促進	11
				6) 開設期間を縮小する施設	
				7) 方向性を検討する施設	12
	8) 施設使用料の見直し				
(5) 電子自治体の推進	① 情報通信技術（ICT）を活用した行政サービスの拡充	1) マイナンバー制度の導入による行政サービスの推進	13		
		2) 基幹系業務システムの更新			
(6) 防災体制の強化	① 地域防災力の強化	1) 自主防災組織との連携強化	14		
		2) 同報系防災行政無線の運用強化			
		3) 消防団員の入団促進			
(7) 教育環境の適正化	① 学校統廃合による教育環境の適正化	1) 小学校統廃合の検討・推進	15		
		2) 学校統廃合に伴うスクールバス等の確保			

大項目	中項目	小項目	実施項目	ページ
2 行政運営の効率化	(7) 教育環境の適正化	① 学校統廃合による教育環境の適正化	3) 市立幼稚園の運営の見直し	15
		② 学校給食業務の統合等	1) 学校給食業務の統合等見直し検討	
3 健全な財政運営の維持・強化	(1) 健全財政の維持	① 財政指標の向上・改善	1) 実質公債費比率・将来負担比率の低減 2) 経常収支比率の改善 3) 財政調整基金・減債基金の適正管理 1) 一般会計からの繰入金の削減	16
		② 特別会計の適正管理	2) 国民健康保険税に係る収納率の向上 3) ケーブルテレビ使用料の収納率向上と加入促進	
		③ 第三セクター経営健全化	4) 下水道接続率の向上 1) 第三セクター見直しに関する指針に基づく評価の実施 2) 経営改善計画の点検・評価	
		④ 公の施設の長寿命化施策の推進	3) 第三セクター間の経営連携強化	
		⑤ 新地方会計制度の導入	1) 公共施設等の長寿命化計画の策定	
	(2) 歳入の確保	① 税収等の確保および収納率の向上	1) 公会計制度の導入	18
		② 多様な収納方法の導入による収納率の向上	1) 市税に係る収納率の向上 2) 使用料の収納率向上	
		③ 多様な収入の確保	1) 収納代理金融機関の拡大 2) 多様な収納方法の検討及び導入	
	(3) 歳出の抑制	① 経常的経費の縮減	1) 市有財産（普通財産）の処分・活用の推進	19
		② 補助金等の見直し	1) 事務事業における経常経費の縮減 2) 適正な人事管理による総人件費の抑制	
③ 一般会計からの繰入金削減		1) 補助金等の検証と見直しの実施 1) 繰出基準の明確化と繰出金の削減		
				20

I はじめに

1. 実施計画の趣旨

この実施計画は、平成27年4月にスタートする「第3次由利本荘市行政改革大綱」に基づいた行政改革の取り組みを実施するため、策定したものです。

第3次行政改革大綱では、「開かれた市政の推進」、「行政運営の効率化」、「健全な財政運営の維持・強化」の3点を重点項目と定め、市民と行政が一体となり行政改革を推進し、新たな行政需要にも柔軟かつ的確に対応できる組織作りや財源確保など、具体的な取組内容を実施計画として策定します。

2. 実施期間

実施期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

3. 推進体制

第3次由利本荘市行政改革大綱実施計画を着実に推進するため、常に点検を行い、市長を本部長とする「由利本荘市行政改革推進本部」において、進捗状況を報告・確認しながら計画的に推進していきます。また、「由利本荘市行政改革推進委員会」開催時に進捗状況を報告し、意見・助言等を得るものとし

4. 進捗状況の公表

実施計画の進捗状況については、広報誌や市のホームページなどを活用して、広く市民に公表します。

II 実施計画

1 開かれた市政の推進

(1) 市民参加による市政の推進

①市民の声を市政に反映させるための活動推進および体制強化

No.	実施項目	取組内容	実施目標	年度			所管課	
				27	28	29		30
1)	「市民とのふれあいトーク」、地域座談会等による広聴活動の推進	○ 地域で開催される座談会等で市民や団体から広く意見、要望等を聞く機会を設け、施策立案に反映させ、透明性の高い行政運営を表現する	ふれあいトーク・地域座談会の開催	90件※1	90件	95件	100件	秘書課
2)	「市長への手紙」等による広聴活動の推進	○ 市長が市民・団体からの意見等を聞く機会として、メール、電話、手紙等により年間を通して受け付けし、様々な意見や提案を各種施策に反映させる	市長への手紙 広聴活動	90件※2	90件	90件	90件	秘書課

※1：年度内の開催見込み件数 ※2：「市長への手紙」等の年度内受付見込み件数

②市民との協働・連携の推進

No.	実施項目	取組内容	実施目標	年度			所管課	
				27	28	29		30
1)	多様な主体との連携強化と活動の推進	○ 市民と行政との協働のまちづくりを推進し、地域の課題解決と活性化を図る	まちづくり協議会の開催と情報交換					地域おこし課
2)	地域コミュニティ機能の維持・活性化とサポーターの強化	○ 地域住民の共通認識と課題解決に向けた合意形成を後押しするとともに、町内会活動をサポートする	事例学習会、ビジョン策定・実践支援 地域コミュニティ窓口による相談・支援					地域おこし課

③市民参画による政策評価の推進

No.	実施項目	取組内容	実施目標	年度			所管課	
				27	28	29		30
1)	行政評価制度の実施	○ 市が実施した事務事業等を「庁内行政評価委員会」、「外部評価委員会」で評価し、市政の公平性・透明性の向上を目指す	庁内行政評価・外部評価の実施					行政改革推進課

(2) 情報提供の充実

①各メディアを活用した情報提供の推進

No.	実施項目	取組内容	実施目標	年度				所管課
				27	28	29	30	
1)	行政情報のオープン化の推進	<p>○ 市で保有する情報を集約し、市民や民間等が二次利用可能なオープンデータとしてインターネット等で公開する (観光・施設・設備・統計・子育て・市政・交通・生活・防災・医療など)</p>	<p>オープンデータの公開</p>		情報集約・調整	公開		情報管理課
2)	広報資源の集約による効率的な情報発信	<p>○ より親しまれ、わかりやすい広報誌面作成に努め、ホームページを活用、広報活動の充実を図り、企業広告掲載の充実を図る</p> <p>○ より親しまれるテレビ番組制作に努め、ケーブルテレビの文字放送・データ放送などを活用し、広報活動のさらなる充実を図る</p>	<p>情報素材の共有と広報・HP充実</p>	50万円 ※1	50万円	50万円	50万円	広報課
			<p>情報素材の共有CATV自主放送充実</p>	16万円 ※2	16万円	16万円	16万円	

※1、※2：企業広告による目標見込み額

2 行政運営の効率化

(1) 事務事業の見直し

①事務事業の効率化の推進

No.	実施項目	取組内容	実施目標	年度					所管課
				27	28	29	30	31	
1)	事務事業の整理合理化の推進	○ 現在執行している事務事業の中から「縮小・削減・統合・再編・外部委託」が可能なものを洗い出し、事務事業のさらなる効率化を図る	事務事業の見直し			実施			総務課 行政改革推進課
2)	電子決裁の導入	○ 内部情報系業務システムの更新時に、支払伝票等の電子決裁を導入する。人事給与・庶務システム更新導入にあわせて、職員申請・届出事務等の電子申請決裁を導入する	電子決裁の導入	準備	実施				情報管理課
3)	事務事業の民間委託の検討・推進	○ 市有バスの運転業務等を民間委託し、人件費を含めた維持管理経費の削減を図る	市有バス運転業務の民間委託		実施				総務課 管財課
		○ 市道の保守業務等を民間業者に委託し、業務の効率運用を図る	市道保守委託	準備		業務引継	実施		建設管理課
		○ 冬季除雪業務を民間業者に委託し、業務の効率的運用を図る	除雪委託	準備		業務引継	実施		建設管理課
4)	下水道事業・集落排水事業の法適化移行	○ 個別・直営方式により行っているスクールバス運行業務（鳥海地域）を民間委託へ移行する	スクールバス運行業務の民間委託	準備	実施				学校教育課
		○ 独立採算が求められている下水道事業・集落排水事業の経営基盤強化を図るため、平成32年度より地方公営企業法の法適化を行う	法適化移行			準備			
5)	簡易水道事業の上水道事業への統合	○ 市営簡易水道等の施設の統廃合・老朽化対策など、必要な施設整備、事業の継続性・安定性を担保した上で、平成28年度末までに上水道事業との経営統合を目指す	経営計画策定・組織体制の整備	計画策定		統合			ガス水道河川管理課 上下水道課

②市総合計画「新創造ビジョン」の進行管理

No.	実施項目	取組内容	実施目標	年度				所管課	
				27	28	29	30		31
1)	実践型の計画による進行管理の強化	○ 新たなまちづくりを実現していく長期ビジョンとして、まちづくり重点戦略及び基本政策等に基づく実践型の計画を推進し、特に実施計画に係る毎年度の戦略的なローリングを実施し、常に進化する「新創造ビジョン」を旨とする。	総合計画の進行管理						総合政策課

(2) 職員の意識改革と能力向上

①職員研修の充実

No.	実施項目	取組内容	実施目標	年度				所管課
				27	28	29	30	
1)	職員研修の充実と業務への反映	<ul style="list-style-type: none"> ○ 複雑化、高度化する行政ニーズに対し、必要な知識を習得させ行政課題に的確かつ迅速に対応できる能力の向上をめざし、職員研修の充実を図る ○ 情報化・セキュリティに関する研修及び情報システム調達ガイドライン等の情報化研修を実施し、安全で効率的な業務遂行を促進する 	内部研修・派遣研修の実施	内部3回 派遣50人 ※1	実施 内部3回 派遣50人	内部3回 派遣50人	31	総務課
			情報化研修の実施		実施			情報管理課

※1：年度の内部研修の目標回数、派遣研修への目標派遣人数

②人事評価制度の推進

No.	実施項目	取組内容	実施目標	年度				所管課
				27	28	29	30	
1)	人材育成・人事管理のための人事評価制度の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員の資質および能力向上を図るため、勤務成績および職務に関連した適正・能力を把握し、人材育成・人事配置等に活かす 	人事評価の実施	(試行)	実施			総務課

③ 専門職員の確保と人材育成の推進

No.	実施項目	取組内容	実施目標	年度				所管課
				27	28	29	30	
1)	専門性を有する職員の確保及び人材育成の推進	<p>○ 専門性の業務に対応するため、職員採用計画に基づき、専門性を必要とする技術職員の採用を実施する。</p> <p>資格取得に伴う研修や専門技術のレベルアップ研修に派遣し人材育成を図る</p> <p>※採用数は未定、研修は随時</p>	専門職員採用及び研修			実施		総務課

④ 職員の地域貢献促進

No.	実施項目	取組内容	実施目標	年度				所管課
				27	28	29	30	
1)	地域活動への参加促進	<p>○ 将来を担う若手職員の育成に重点を置き、時代のニーズに対応した民間実地研修や人材育成研修を実施する</p>	民間研修・人材育成研修の実施	民間30人 人材100人	民間30人 人材100人	民間30人 人材100人	民間30人 人材100人	総務課

※1：年度の民間研修への参加見込み人数、人材育成研修への参加見込み人数

(3) 職員の適正な定員管理と組織体制の整備

①組織機構の見直し

No.	実施項目	取組内容	実施目標	年度				所管課
				27	28	29	30	
1)	組織の合理化・効率化	○ 本庁と総合支所の役割分担を考慮し、市民の利便性の向上と効率的な事務執行のため、本庁組織体制の見直しを行う	本庁業務の検証、組織体制の見直し			検討・実施		総務課
		○ 市民サービスの安定確保と効率的な事務執行を図るため、総合支所組織体制の見直しを行う	支所業務の検証、組織体制の見直し			検討・実施		総務課
		○ 各地域（本庄、岩城、大内、鳥海）の出張所の業務等を検証し、職員体制の見直しを行う	出張所業務の検証、組織体制の見直し			検討・実施		総務課
		○ 視聴覚教育センター、教育研究所、理科教育センターの業務内容および職員配置の見直しを行う	運営・職員配置の見直し			検討	実施	学校教育課

②定員管理および職員給与等の適正化

No.	実施項目	取組内容	実施目標	年度				所管課	
				27	28	29	30		31
1)	適正な定員管理の推進	○ 第三次定員適正化計画の策定と進行管理、再任用制度の有効活用による職員の適正配置を目指す	再任用職員の活用	策定 39名 ※1	30名	45名 実施	33名	36名	総務課
2)	職員給与の適正化	○ 国の人事院勧告や県の人事委員会勧告にそった制度・運用の見直しに努め、人事評価制度を反映した昇格、昇給基準の構築と見直しを図る	昇格・昇級基準の見直し	準備		実施			総務課

※1：再任用職員の対象者数

(4) 公の施設等の適正管理

①公共施設等総合管理計画の策定

No.	実施項目	取組内容	実施目標	年度				所管課	
				27	28	29	30		31
1)	公共施設等総合管理計画の策定	市が所有および管理する公共施設について、現状を調査し、今後の維持管理計画を策定する	公共施設維持管理計画の策定	調整 1600件 ※1	策定 3000件 ※2	3000件 ※3	3000件 3000件	3000件	財政課

※1：公共施設（建物）の分析件数。 ※2：公共施設（建物以外）を含めた分析件数。 ※3：管理を行う件数。

②公の施設の用途および運営主体等の見直し

No.	実施項目	取組内容	実施目標	年度				所管課	
				27	28	29	30		31
1)	施設の廃止・転用・統廃合	<p>○ 施設の目的達成および老朽化などにより、「公の施設の見直し計画」に基づき、施設を廃止する</p> <p>(6施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直根体育館 (H27) ・ゆりの里郷土資料館 (H27) ・山村広場「栗林スキー場」 (H28) ・本荘生活改善センター (H28) ・大琴生涯学習センター (H28) ・猿田理立処分場 (H29) <p>※詳細は「公の施設の見直し計画」</p> <p>○ 施設の目的達成および老朽化などにより、「公の施設の見直し計画」に基づき、施設の一部を廃止する</p> <p>(2施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥海地域学習センターの一部（体育館以外）を廃止 ・鳥海学習センター (H29) ・笹子学習センター (H29) <p>※詳細は「公の施設の見直し計画」</p>	施設の廃止		実施			生活環境課1 農業振興課1 生涯学習課2 スポーツ課1 文化課1	
			施設の廃止	準備	実施				生涯学習課2

No.	実施項目	取組内容	実施目標	年度					所管課
				27	28	29	30	31	
1)	施設の廃止・転用・統廃合	<p>○ 施設の用途および市民への使用拡大を図るため、「公の施設の見直し計画」に基づき、施設を転用する (7施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・矢島鳥海清掃センター (H29) ・保健センター (H29) (矢島、岩城、大内、西目、鳥海) ・矢島勤労青少年ホーム (H29) <p>※詳細は「公の施設の見直し計画」</p>	施設の転用	準備	実施				生活環境課 1 健康管理課 5 生涯学習課 1
2)	民間等へ譲渡する施設	<p>○ 「公の施設の見直し計画」に基づき、施設を民間等へ譲渡する (8施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・亀田保育園 (H28～30) ・ゆり保育園 (H28～30) ・岩谷保育園 (H28～30) ・下川大内保育園 (H28～30) ・上川大内保育園 (H28～30) ・西目保育園 (H28～30) ・川内保育園 (H28～30) ・笹子保育園 (H28～30) <p>※詳細は「公の施設の見直し計画」</p>	保育園の譲渡	準備	実施			子育て支援課 8	
3)	当該町内会と協議のうえ譲渡する施設	<p>○ 「公の施設の見直し計画」に基づき、当該町内会と協議のうえ施設を譲渡する (11施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・久保田児童遊園地 (H31) ・中嶺集会所 (H28) ・立井地区部落集会所 (H29) ・川東地区林業研修集会所 (H29) ・屋敷集落担い手センター (H30) ・田代集落センター (H30) ・久保田集落担い手センター (H31) ・二太子集落センター (H31) ・代内生活改善センター (H31) ・小羽広生活改善センター (H31) ・芦刈集会所 (H31) <p>※詳細は「公の施設の見直し計画」</p>	町内会集会所等の譲渡		実施			子育て支援課 1 農業振興課 6 高山游村振興課 4	

No.	実施項目	取組内容	実施目標	年度					所管課
				27	28	29	30	31	
4)	指定管理者制度を導入する施設	<p>○ 「公の施設の見直し計画」に基づき、指定管理者制度を導入する (13施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化交流館「カダレ」(H28) ・特別養護老人ホーム「東光苑」(H28) ・特別養護老人ホーム「鳥寿苑」(H28) ・ケアセンター「悠楽館」(H28) ・大手門温水プール「遊泳館」(H28) ・新鶴潟公園(パークゴルフ場)(H28) ・芋川桜づつみパークゴルフ場(H29) ・矢島バイオセンター(H31) ・大内有機センター(H31) ・鳥海高原子供の国(H31) ・矢島スポーツ宿泊センター「ダラウンド」(H31) ・鳥海高原矢島スキー場(H31) ・南由利原青少年旅行村(H31) ・八塩いこいの森(H31) <p>※詳細は「公の施設の見直し計画」</p>	指定管理者制度の導入	実施	実施	実施	実施	カダレ管理課1 長寿支援課2 農業振興課2 観光文化振興課5 スポーツ課3	
5)	民間等への管理業務委託の促進	<p>○ 「公の施設の見直し計画」に基づき、民間等への管理業務委託を促進する (7施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本荘清掃センター(H28) ・公共下水道浄化センター(H30) (水林、矢島、道川、前郷、岩谷、西目) <p>※詳細は「公の施設の見直し計画」</p>	民間等への管理業務委託	準備	実施	実施	実施	生活環境課1 上下水道課6	
6)	開設期間を縮小する施設	<p>○ 「公の施設の見直し計画」に基づき、施設の開設時間を縮小する (1施設)</p> <p>「由利本荘市ファミリーランド」(大内)の利用状況を踏まえ、繁忙期が週末および7、8月に集中するため、営業日の検討を実施し、開設期間を縮小する</p> <p>※詳細は「公の施設の見直し計画」</p>	開設期間を縮小	準備	準備	実施	実施	観光文化振興課	

No.	実施項目	取組内容	実施目標	年度					所管課
				27	28	29	30	31	
7)	方向性を検討する施設	<p>○ 「公の施設の見直し計画」に基づき、施設方向性を検討する (9 施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ セミナーハウス (H28) ・ 大平スキースタジアム (H30) ・ 市内斎場 (H31) ・ (水林、矢島、由利、東由利) ・ さつき栽培センター (H31) ・ 都市農村交流センター (たんぼほほ館) (H31) ・ 体験農園 (H31) <p>※詳細は「公の施設の見直し計画」</p>	施設の方向性を検討		実施			生活環境課 4 農業振興課 3 スポーツ課 2	
8)	施設使用料の見直し	<p>○ 「公の施設の見直し計画」に基づき、施設使用料等の見直しを図る (13 施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大手門温水プール「遊泳館」 (H28) ・ 東由利健康増進センター (H28) ・ 新鶴潟公園 (パークゴルフ場) (H28) ・ 西目カントリーパーク (H28) ・ (多目的広場) ・ 東由利集会所 (H28) ・ (大蔵館、八塩館、高瀬館、玉米会館、袖山館、住吉館、克雪管理センター、老方コミュニティセンター) ・ 八塩いこいの森 (パークゴルフ) (H29) <p>※詳細は「公の施設の見直し計画」</p>	施設使用料等の見直し	準備	実施			地域おこし課 8 観光文化振興課 1 スポーツ課 4	

(5) 電子自治体の推進

①情報通信技術（ICT）を活用した行政サービスの拡充

No.	実施項目	取組内容	実施目標	年度					所管課
				27	28	29	30	31	
1)	マイナンバー制度の導入による行政サービスの推進	○ マイナンバー制度を導入するため、業務を洗い出し、システムの改修や整備を図る	マイナンバー導入システムの改修	準備		カード交付			情報管理課
2)	基幹系業務システムの更新	○ 基幹系業務システム（住記・税・福祉等）の関係業務を洗い出し、効率性の高い最適なシステムに更新する	基幹系業務システムの更新	準備		表施			情報管理課

(6) 防災体制の強化

①地域防災力の強化

No.	実施項目	取組内容	実施目標	年度				所管課	
				27	28	29	30		31
1)	自主防災組織との連携強化	○ 大規模災害に備え、防災訓練等を通じて、自主防災組織間や行政との連携強化を図る	合同研修会・自主的防災訓練	30件 ※1	50件	70件 実施	100件	120件	危機管理課
2)	同報系防災行政無線の運用強化	○ 災害に備え、全市域を対象に同報系防災行政無線設備・屋外拡声子局等を整備し、住民への災害情報伝達の強化を図る	無線設備整備・効率的運用	要 実施					危機管理課
3)	消防団員の入団促進	○ 消防団の活動や重要性に理解を得るため、広報誌などを活用するとともに、各種行事等において「消防団員募集ブース」を設置するなど、積極的に出向いて市民に広く入団を呼びかけ、地域防災体制の充実を図る	消防団員入団促進			要 実施			消防本部総務課

(7) 教育環境の適正化

①学校統廃合による教育環境の適正化

No.	実施項目	取組内容	実施目標	年度				所管課	
				27	28	29	30		31
1)	小学校統廃合の検討・推進	○ 学校環境適正化計画に基づく上川大内小学校と下川大内小学校の統合	小学校統合	準備	実施				教育総務課
2)	学校統廃合に伴うスクールバス等の確保	○ 上川大内小学校と下川大内小学校の統合に伴うスクールバスの運行	スクールバス運行の民間委託	準備		実施			教育総務課
3)	市立幼稚園の運営の見直し	○ 子ども・子育て支援新制度の平成27年4月1日施行に合わせ、西目幼稚園の運営の見直しを実施する	市立幼稚園の運営・料金見直し	実施					学校教育課

②学校給食業務の統合等

No.	実施項目	取組内容	実施目標	年度				所管課	
				27	28	29	30		31
1)	学校給食業務の統合等見直し 検討	○ 少子化による学校の統廃合に伴い、効率的な調理場の運営が必要なため、学校給食業務の統合と給食センター構想について具体的な検討を進める	給食センター構想の検討		調査検討・協議		実施 (設計)	実施 (共用)	教育総務課

3 健全な財政運営の維持・強化

(1) 健全財政の維持

①財政指標の向上・改善

No.	実施項目	取組内容	実施目標	年度			所管課
				27	28	29	
1)	実質公債費比率、将来負担比率の低減	○ プライマリーバランスを確保し、地方債残高の減少を進める	実質公債費比率	13.2% ※1	13.0%	13.2% 実施	財政課
				13.6%	13.4%	13.6%	
2)	経常収支比率の改善	○ 施設の統廃合等による維持費、事務事業の見直し等による経常経費の削減を図り、施設やサービスの利用者に対して応分の負担を求めると、経常収入の確保に努める	将来負担比率	130.0% ※2	128.0%	126.0% 実施	財政課
				122.0%	124.0%	122.0%	
3)	財政調整基金、減債基金の適正管理	○ 経済の不況等による減収や災害等の支出に備えるため、財政調整基金の積み増しを図り、公債費の償還を計画的に行うため、減債基金の積み増しを図る	経常収支比率	87.5% ※3	87%	86.5% 実施	財政課
				85.5%	86%	85.5%	
			財政調整基金	2,850百万円 ※4	2,900百万円	2,950百万円 実施	財政課
				3,050百万円	3,000百万円	3,050百万円	
			減債基金	30百万円 ※5	40百万円	50百万円 実施	財政課
				60百万円	60百万円	70百万円	

※1：推計値。(標準財政規模に対するその年の借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すのが「実質公債費比率」です。)

※2：推計値。(標準財政規模に対するその年の借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すのが「実質公債費比率」です。)

※3：目録値。(後年度の財源が不足した時に備えるため、財政状況に応じて積立て、計画的な財政運営を行うための貯金を「財政調整基金」という。)

※4：目録値。(地方公共団体の財政力を示す指標が「経常収支比率」で、人件費や公債費などの義務的な支出の割合を表す。市町村では75%以下が望ましい。)

※5：目録値。(地方債の償還にそなえて、円滑に償還を実施するために積み立てる資金を「減債基金」という。)

②特別会計の適正管理

No.	実施項目	取組内容	実施目標	年度					所管課
				27	28	29	30	31	
1)	一般会計からの繰入金の削減	○ 基準外繰入金のルール化を明確にし、ルール外繰入金について削減を図る ○ 国民健康保険税の迅速で的確な滞納整理を行うとともに、納付しやすい環境整備と納税思想の普及・啓発を図る (口座振替の推進、コンビニ収納等の導入、広報・ホームページ活用、税の作文の展示)	繰入金のルール化・削減目標の作成	準備		実施			財政課
2)	国民健康保険税に係る収納率の向上		滞納整理の実施・口座振替等の推進・納税思想の啓発	94.10% ※1	94.20%	94.30%	94.40%	94.50%	収納課
3)	ケーブルテレビ使用料の収納率向上と加入促進	○ サービス停止措置等滞納対策周知と戸別訪問徴収の継続実施。滞納整理環境の整備並びに加入促進による収益拡大を図る	滞納対策の周知と訪問徴収 加入促進による収益拡大			実施			広報課
4)	下水道接続率の向上	○ 水洗化の普及促進により、下水道接続率を向上させ、事業収入の確保を図ると共に一般会計からの繰入金の削減を図る	下水道接続率の向上			実施			上下水道課

※1：現年課税分の目標収納率

③第三セクター経営健全化

No.	実施項目	取組内容	実施目標	年度					所管課
				27	28	29	30	31	
1)	第三セクター見直しに関する指針に基づく評価の実施	○ 第三セクターが実施する事業の必要性や効率性について、「第三セクター見直しに関する指針」に基づいて評価および検証を実施する	見直しに関する指針に基づく評価			実施			農業振興課 観光文化振興課
2)	経営改善計画の点検・評価	○ 第三セクターから各年度における経営改善計画を策定させ、計画に対する実効性、数値目標等の点検評価を行い、経営改善を図る	改善計画の点検・評価			実施			農業振興課 観光文化振興課
3)	第三セクター間の経営連携強化	○ 第三セクター間の連携を図るため、定期的に支配人会議等を開催し、情報交換を行うなど連携強化を図る	支配人会議の開催			実施			観光文化振興課

④公の施設の長寿命化施策の推進

No.	実施項目	取組内容	実施目標	年 度					所管課
				27	28	29	30	31	
1)	公共施設等の長寿命化計画の策定	○ 公共施設等総合管理計画策定と同時進行で進めている長寿命化計画を精査し、総合管理計画に取り込み、計画的な歳出管理に努める	長寿命化計画の策定		実施				財政課

⑤新地方会計制度の導入

No.	実施項目	取組内容	実施目標	年 度					所管課
				27	28	29	30	31	
1)	公会計制度の導入	○ 総務省は平成30年3月まで公会計制度による決算の報告を求めており、財務会計システムの更新に合わせて公会計システムの導入を図る	公会計制度の導入		準備	実施			財政課

(2) 歳入の確保

① 税収等の確保および収納率の向上

No.	実施項目	取組内容	実施目標	年度				所管課	
				27	28	29	30		31
1)	市税に係る収納率の向上	○ 市税の迅速で的確な滞納整理を行うとともに、納付しやすい環境整備と納税思想の普及・啓発を図る (口座振替の推進、コンビニ収納等の導入、広報・ホームページ活用、税の作文の展示)	滞納整理の実施・口座振替等の推進・納税思想の啓発	98.35% ※1	98.40%	98.45%	98.50%	98.55%	収納課
2)	使用料の収納率向上	○ 住宅使用料の収納率向上に向け、収納課と協調し対応することで事務の効率化を図る	収納率の向上・収納課と連携			実施			都市計画課

※1：現年課税分の目標収納率

② 多様な収納方法の導入による収納率の向上

No.	実施項目	取組内容	実施目標	年度				所管課	
				27	28	29	30		31
1)	収納代理金融機関の拡大	○ ゆうちよ銀行を収納代理金融機関として加えることにより、公金を支払う市民の利便性と収納率の向上を図る	収納代理金融機関の指定	準備		実施			会計課
2)	多様な収納方法の検討および導入	○ コンビニ納付等、新たな納付方法を検討・導入することにより市民サービスの向上を図る	税関システム		準備		実施		会計課

③ 多様な収入の確保

No.	実施項目	取組内容	実施目標	年度				所管課	
				27	28	29	30		31
1)	市有財産（普通財産）の処分・活用の推進	○ 自主財源の確保策として、市有財産（普通財産）の売却を推進し、新たな収入源の確保と、未利用の普通財産管理に係る経費の削減を図る	分譲宅地の販売促進・市有財産の売却	2件 10百万円 ※3	3件 14百万円	4件 20百万円	5件 24百万円	5件 24百万円	管財課

※2：市有財産の売却見込み件数、売却見込み額

(3) 歳出の抑制

①経常的経費の縮減

No.	実施項目	取組内容	実施目標				所管課
			27	28	29	30 31	
1)	事務事業における経常経費の縮減	○ 事務事業に係る予算について縮減要素の洗い出しを行い、効率的な業務委託方法の導入や業務の効率化などにより、更なる経常経費の縮減を図る			実施		財政課
2)	適正な人事管理による総人件費の抑制	○ 定員適正化計画に基づく新規採用職員と再任用職員を含めた適正な人事管理と、事務事業のアウトソーシングによる総人件費の抑制を図る			実施		総務課

②補助金等の見直し

No.	実施項目	取組内容	実施目標				所管課
			27	28	29	30 31	
1)	補助金等の検証と見直しの実施	○ イベントや団体運営をはじめとする補助金の効果を検証し、併せて、祝い金、報奨金といった補助的な経費について、定期的に見直しを行う	準備	見直し	実施	見直し	財政課

③一般会計からの繰出金削減

No.	実施項目	取組内容	実施目標				所管課
			27	28	29	30 31	
1)	繰出基準の明確化と繰出金の削減	○ 基準外繰出金のルールを明確にし、ルール外繰出金について削減を図る	準備		実施		財政課

公の施設の見直し計画

【平成27年度～平成31年度】

平成27年3月

由利本荘市

目 次

I. はじめに	
1. 計画の主旨	1
2. 計画期間	1
3. 計画の分類区分	1
II. 実施計画に係る施設数（集計）	
1. 地域別集計	2
2. 年度別集計	3
III. 分類別計画	
1. 施設の廃止・転用・統廃合	4
「廃止する施設」	4
「施設の一部を廃止する施設」	4
「転用する施設」	5
2. 民間等へ譲渡する施設	6
3. 該当町内会と協議のうえ譲渡する施設	7
4. 指定管理者制度を導入する施設	8
5. 民間等への管理業務委託の促進	9
6. 開設期間を縮小する施設	9
7. 方向性を検討する施設	10
8. 施設使用料の見直し	11

I. はじめに

1. 計画の趣旨

市ではこれまで「公の施設」について、限られた財源の中で効果的・効率的な施設運営を行うため、平成21年7月に「由利本荘市公の施設の見直しに関する基本方針」を策定し、また、平成22年度から平成26年度までを計画期間とした「第2次由利本荘市行政改革大綱」の「公の施設の見直し計画」により既存施設の廃止、統合、移譲等を視野に入れた見直し作業を進めてきました。

この度の「公の施設の見直し計画」においては、平成27年度から平成31年度までの5年間で計画期間とする「第3次由利本荘市行政改革大綱」に基づいた計画であり、市が保有する施設の廃止・転用・譲渡・指定管理者制度の導入などを引き続き推進するため、今後における施設見直しの方向性を示すもので

2. 計画期間

本計画の取組期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

3. 計画の分類区分

「公の施設の見直し計画」における分類区分は、次のとおりとなります。

【分類別計画】

1. 施設の廃止・転用・統廃合
2. 民間等へ譲渡する施設
3. 該当町内会と協議のうえ譲渡する施設
4. 指定管理者制度を導入する施設
5. 民間等への管理業務委託の促進
6. 開設期間を縮小する施設
7. 方向性を検討する施設
8. 施設使用料の見直し

II. 実施計画に係る施設数 (集計)

1. 地域別集計

No.	区分	全体	本荘 地域	矢島 地域	岩城 地域	由利 地域	大内 地域	東由利 地域	西目 地域	鳥海 地域	
1	施設の廃止・転用・統廃合	6 2 7 0	2			1		1	1	1	
											2
					2	1		1		1	2
2	民間等へ譲渡する施設	8			1	1	3		1	2	
3	該当町内会と協議のうえ譲渡する施設	11				7	4				
4	指定管理者制度を導入する施設	13	3	4	1	1	1	2		1	
5	民間等への管理業務委託の促進	7	2	1	1	1	1		1		
6	開設期間を縮小する施設	1					1				
7	方向性を検討する施設	9	2	1		1	3	2			
8	施設使用料の見直し	13	1		1			10	1		
計		77	10	8	5	12	14	15	5	8	

2. 年度別集計

No.	区分		全体	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	廃止 一部廃止	転用 統廃合						
1	施設の廃止・転用・統廃合		6	3	2	1		
2	民間等へ譲渡する施設		8			8		
3	該当町内会と協議のうえ譲渡する施設		11		1	2	2	6
4	指定管理者制度を導入する施設		13		5	1		7
5	民間等への管理業務委託の促進		7		1		6	
6	開設期間を縮小する施設		1				1	
7	方向性を検討する施設		9		1		1	7
8	施設使用料の見直し		13		12	1		
計			77	3	22	22	10	20

※H28～H30で調整

Ⅲ. 分類別計画

1. 施設の廃止・転用・統廃合 「廃止する施設」

No.	施設名	地域	内容	実施年度	所管課
1	直根体育館	鳥海	施設の老朽化に伴い廃止する	27	スポーツ課
2	ゆりの里郷土資料館	由利	施設の老朽化に伴い廃止する		文化課
3	山村広場「栗林スキー場」 (管理棟・ロープトロー)	本荘	休止状態であった施設の廃止および管理棟・ロープトローを解体する	28	農業振興課
4	本荘生活改善センター	本荘	石沢出張所、公民館として使用しているが、施設の老朽化に伴い、施設を廃止する		生涯学習課
5	大琴生涯学習センター	東由利	施設の老朽化および利用者の減少に伴い、施設を廃止する		
6	猿田埋立処分場	西目	水質モニタリング調査を2年間実施し、その結果に問題がなければ平成29年度に県へ廃止申請をする	29	生活環境課

「施設の一部を廃止する施設」

No.	施設名	地域	内容	実施年度	所管課
1	鳥海学習センター (体育館以外)	鳥海	施設の老朽化に伴い、「学習センターの一部」(体育館以外)を廃止する	29	生涯学習課
2	笹子学習センター (体育館以外)	鳥海			

「転用する施設」

No.	施設名	地域	内容	実施年度	所管課
1	矢島鳥海清掃センター	鳥海	本庄清掃センター基幹的設備改良後廃止となるため、直接搬入ごみの仮置き・詰替用のストックヤード(一時保管場所)として整備する		生活環境課
2	矢島保健センター	矢島			
3	岩城保健センター	岩城	保健センターの空き室を市民に貸し出し、施設の利活用の拡大を図る (使用料金の設定も併せて検討する)		
4	大内保健センター	大内		29	健康管理課
5	西目保健センター	西目	※本庄・由利保健センター以外の保健センターを対象とする		
6	鳥海保健センター	鳥海			
7	矢島勤労青少年ホーム	矢島	市内の同様の施設との整合性を図るため、社会教育施設に転用する (使用料金の設定も併せて検討する)		生涯学習課

2. 民間等へ譲渡する施設

No.	施設名	地域	内容	実施年度	所管課
1	亀田保育園	岩城	市立保育園の民間等への譲渡および運営の移管 ※地域事情等に即し実施する	28～30	子育て支援課
2	ゆり保育園	由利			
3	岩谷保育園	大内			
4	下川大内保育園	大内			
5	上川大内保育園	大内			
6	西目保育園	西目			
7	川内保育園	鳥海			
8	笹子保育園	鳥海			

3. 該当町内会と協議のうえ譲渡する施設

No.	施設名	地域	内容	実施年度	所管課
1	久保田児童遊園地	由利	【児童遊園地】 児童遊園地の該当町内会への譲渡 ※受益の範囲が特定されているため、該当町内会と協議が整い次第譲渡する	31	子育て支援課
2	中帳集会施設	大内	【町内会集会施設】	28	農山漁村振興課
3	立井地区部落集会所	由利		29	
4	川東地区林業研修集会施設	由利	町内会集会施設の該当町内会への譲渡	30	農山漁村振興課
5	屋敷集落担い手センター	由利	※受益の範囲が特定されているため、該当町内会と協議が整い次第譲渡する		
6	田代集落センター	由利	【施設の譲渡については、取扱要領を設け、必要な事項を定めて行うものとする。また、譲渡した施設の改修等については、補助金交付要綱を設け、対応するものとする】	31	農業振興課
7	久保田集落担い手センター	由利			
8	二タ子集落センター	由利			
9	代内生活改善センター	大内			
10	小羽広生活改善センター	大内			
11	芦刈集会施設	大内			農山漁村振興課

4. 指定管理者制度を導入する施設

No.	施設名	地域	内容	実施年度	所管課
1	文化交流館「カダレ」	本 荘	<p>施設の指定管理者制度の導入</p> <p>【指定管理者制度の導入する施設】 ※管理コストの削減、サービスの向上が見込まれる施設 ※特定地域・団体と密接な関係を持っている施設</p>	28	カダレ管理課
2	特別養護老人ホーム「東光苑」	東由利			長寿支援課
3	特別養護老人ホーム「鳥寿苑」 ケアセンター「悠楽館」	鳥 海		29	スポーツ課
4	大手門温水プール「遊泳館」	本 荘			
5	新鶴瀧公園（パークゴルフ場）	岩 城		31	農業振興課
6	芋川桜づつみパークゴルフ場	本 荘			
7	矢島バイオセンター	矢 島		観光文化振興課	
8	大内有機センター	大 内			
9	鳥海高原子供の国	矢 島		31	観光文化振興課
10	矢島スポーツ宿泊センター「グラウンド」	矢 島			
11	鳥海高原矢島スキー場	矢 島		観光文化振興課	
12	南由利原青少年旅行村	由 利			
13	八塩いこいの森	東由利			

5. 民間等への管理業務委託の促進

No.	施設名	地域	内容	実施年度	所管課
1	本荘清掃センター	本 荘	本荘清掃センター→運転管理業務の民間業者等への委託	28	生活環境課
2	水林浄化センター	本 荘	公共下水道浄化センター等維持管理業務の包括的民間委託の導入 ※財政効果 H30・31年度：概ね1千万円	30	上下水道課
3	矢島浄化センター	矢島			
4	道川浄化センター	岩城			
5	前郷浄化センター	由利			
6	岩谷浄化センター	大内			
7	西目浄化センター	西目			

6. 開設期間を縮小する施設

No.	施設名	地域	内容	実施年度	所管課
1	由利本荘市ファミリーランド	大 内	施設の利用状況を踏まえ、繁忙期が週末および7・8月に集中するため、営業日の検討を実施し、開設期間を縮小する	30	観光文化振興課

7. 方向性を検討する施設

No.	施設名	地域	内容	実施年度	所管課
1	セミナーハウス	本 荘	現在はセミナーハウスとして使用されておらず、児童クラブが主に使用していることから、転用に向け協議を行う	28	スポーツ課
2	大平スキーマ	東由利	平成27年度から29年度はスキーマとして現状維持。その後、施設の状況や利用状況を精査し、「廃止」・「継続」の方向性を検討する	30	
3	水林斎場	本 荘			
4	矢島斎場	矢 島			
5	由利斎場	由 利	市内の斎場の老朽化や火葬炉の機能低下と、今後の高齢化の進展によって予想される利用増に対応すべく、市全体での斎場のあり方を検討する		生活環境課
6	東由利斎場	東由利			
7	さつき栽培センター	大 内	施設の方向性を検討する (譲渡・直営複合施設・指定管理等も視野に入れ検討する)	31	
8	都市農村交流センター (たんぼぼ館)	大 内	施設の方向性を検討する (譲渡・直営複合施設・指定管理等も視野に入れ検討する)		
9	体験農園	大 内	施設の方向性を検討する (譲渡・直営複合施設・指定管理等も視野に入れ検討する)		農業振興課

8. 施設使用料の見直し

No.	施設区分	施設名	地域	内容	実施年度	所管課
1	【スポーツ・レクリエーション施設】 プール	大手門温水プール「遊泳館」	本 庄	鶴舞温泉と同じ源泉利用であり、鶴舞温泉と同料金としていた。また、他市の類似施設との比較で使用料が高いため見直しを図る	28	スポーツ課
2	体育館	東由利健康増進センター (トレニーニングルーム)	東由利	東由利健康増進センター(トレニーニングルーム)の年間登録利用(年間使用料)を新設する		
3		新鶴瀧公園 (パークゴルフ場)	岩 城	新鶴瀧公園(パークゴルフ場)の指定管理者制度の導入と併せて、利用料金の見直しについても協議を進める		
4		西目カントリーパーク (多目的広場)	西 目	西目カントリーパーク多目的広場の使用料が一日単価となっており、半日ごとの使用料金の導入を検討する		
5	グラウンドゴルフ・ パークゴルフ場等	八塩いこいの森 (パークゴルフ場)	東由利	八塩いこいの森の施設の運営管理の所要額を精査しながら、市内の類似施設(パークゴルフ、グラウンドゴルフ)を管理する他課と協議し、適正な利用料金の設定見直しを行う ※財政効果 H29年度：1百万円	29	観光文化振興課
6	【文教施設】	大蔵館				
7		八塩館				
8		高瀬館				
9	研修・集会施設	玉米会館				
10		袖山館				
11		住吉館				
12		克雪管理センター				
13		老方コミュニケーションセンター				
			東由利	東由利地域内集会施設(同等施設)の使用料金を統一する	28	地域おこし課

○第3次由利本荘市行政改革大綱（平成27～31年度）

○第3次由利本荘市行政改革大綱実施計画（平成27～31年度）

○公の施設の見直し計画（平成27～31年度）

平成27年3月策定

由利本荘市 総務部 行政改革推進課